

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の 一部改正に伴う省令改正について

1. 省令改正に対する意見募集

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）の一部改正に伴う、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）の改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条の規定に基づき30日間の意見公募を実施しました。

2. 意見募集の結果

令和4年5月26日（木）から令和4年6月24日（金）までの間、意見の公募を行ったところ、1件の御意見をいただきました。当該御意見による改正案の修正はありません。

3. 公布日・施行日

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第49号）

○令和4年7月25日（月）：公布

○令和4年11月1日（火）：施行

（外弁法の一部改正の施行日と同日）

以上